地

課

五六五 五六四

> 第 二千五 百七十六 号

(金曜日)

平成二十六年八月二十九日

告

示

岐阜県告示第五百二十号

政

課)五六三

持課) 五六三

一日第一種共同漁業を次のとおり免許した。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十条の規定により、平成二十六年八月

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古 田

内共第一号	公示番号 等の告示の際の 容たるべき事項 容にあれた。
内共第一号	免 許 番
7	号
海津市海津町董野二〇五 番地五 安立敏行 で表理事 安立敏行	び代表者の氏名
おり 一年岐阜県告示第 三百四十六号のと おり。ただ 三百四十六号のと おり。ただ	免許の内容等

岐阜県告示第五百二十一号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

発行

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

平成二十六年八月二十九日

維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古 田

	類の道 種路 路 線 名	県 道 上名 切張 線									
		地先から		地先から	地先まで						
三:	別前変区 後更域		後	前	後						
	ル (メー ト 幅	季 介 九		11:05 111:E	== == 0						
	ルダ延				四十						
備考	´I ト 長										

岐阜県告示第五百二十二号

岐

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 **・その関係図面は、平成二十六年八月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路**

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古

田

類の道 種路
路
線
名
X
間 別前変区 後更域
後更域
ル (メート ト
ルジュー 延
ト長
備

県道 国四字古八津府淹江川線

同

村一四六二番一地先から高山市国府町宇津江字中

五二七番一地先まで市同 町同 字同 後

<u>=</u>

前 ゔ 三 三世五

示

公

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により意見書

融課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年八月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金

平成二十六年八月二十九日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

不破郡垂井町表佐字大持野五五番一 (仮称) 垂井ショッピングセンター 複合商業施設

意見の概要

垂井町長の意見

- ともに、オープン時は交通誘導員を適切に配置し、 右左折させ、迂回して商業施設予定地東に接する町道から進入するよう案内すると に渋滞が発生することが懸念される。事前に折込チラシなどにより、宮代交差点で が、ゆりの宮交差点において右折待ちすることにより、二一号上り線 (大垣方面) 商業施設のオープン時は混雑が予想されるが、特に関ヶ原方面から来店する車両 交通渋滞の解消に努められたい。
- 般車両の入庫及び出庫について、東側からの出入り (ゆりの宮交差点に近い出入 商業施設予定地に接する町道は、通学路であり、特に朝夕の登下校時においての を除外するなど、十分な安全対策をお願いしたい。

Ξ

作業期間

公共測量

(空中写真撮影、写真地図作成

作業種類

作業機関

美濃加茂市

平成二十六年七月二十五日から

年十二月三十一日まで

四

作業地域 同

美濃加茂市

- 施設の設置等に関して、積極的に協力願いたい。 国道、 町道への出入りに際し、交通事故、交通渋滞が発生しないよう、交通安全
- 廃棄物は適正に処理されたい。
- (届出事項 近隣住民から騒音、異臭などの苦情があった場合は、誠意を持って対応されたい。 新設)

2 ω

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

平成26年 6 月20日 平成26年7月31日

特定役務の名称及び数量

工事情報保管管理システム構築・運用保守委託業務

I

公共測量の実施

知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公 第一項の規定により美濃加茂市長職務代理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通

平成二十六年八月二十九日

土地改良区役員の退任及び就任

定により公示する。 とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

平成二十六年八月二十九日

退任した役員

改土 良 区 名地 地垂 改井 良町 区土 年退 月 日任 役名

氏

名

住

理事

水

俊

崇平 ,成 **小** 二 同

同

英 治

守

同 同

同

石

井

(565)

平成二十六年八月二十九日

百二十号)第十一条の規定により、

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第

次のとおり落札者等について公示する。

岐阜県知事

古

田

不破郡垂井町綾戸

弘 不破郡垂井町平尾

三三番地

二五一番地

|||| 〇番地の三

不破郡垂井町表佐一八一四番地の 不破郡垂井町栗原一五二一番地の 不破郡垂井町宮代一五七九番地の

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

岐阜県知事 古 田

2 =

爬

笜

书

部局の名称

岐阜県県土整備部技術検査課 岐阜市薮田南二丁目 1番 1号

落札金額

26,460,000円

落札者の住所及び氏名 落札者を決定した日 入札公告を行った日

大阪府大阪市西区靭本町二丁目 4 番 8 号

株式会社ヤマイチテクノ 代表,取締役一山脳、雅則

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岐阜県知事

古 田

所

,	ĝ	第2:	5 7 (6号							岐	阜	L	県	公	载	Ž		7	平成 2	6 年 8	3月 2	9日	(566)
平 成													± 5 5 2	也垂 女井 支町 文土	改土 良 区 名地	就任した役員										
平成二十六年八月二十九日発行														· 成 · .	年就 月 日任	役員										
十 九 日 発	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役名		同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
	富	Ξ	岩	柏	Ш	藤	寺	小	石	柳	富	藤	古	清	氏		中	林	久	古	岩	柏	Ш	髙	中	小
	田	浦	田		瀬	井	﨑	竹	井	瀬	田	墳	Ш	水			島		久保田	Щ	田		瀬	木	村	竹
	政	高		重		恒	博	久	眞	重	良		英				貞	弘	和	紀		重		_	輝	久
発 発	美	雄	進	利	桂	典	男	通	弘	_	_	守	治	俊	名		夫	明	喜	彦	進	利	桂	見	美	通
行 所 岐阜市薮田南	不破郡垂井町表佐一二八二番地の	不破郡垂井町	不破郡垂井町府中	不破郡垂井町伊吹	不破郡垂井町岩手	不破郡垂井町大石	不破郡垂井町市之尾	不破郡垂井町府中	不破郡垂井町平尾	不破郡垂井町綾戸一〇五六番地の七	同	不破郡垂井町表佐一八一四番地の	不破郡垂井町栗原一五二一番地	不破郡垂井町宮代一五七九番地	住		不破郡垂井町	不破郡垂井町岩手	不破郡垂井町表佐	不破郡垂井町	不破郡垂井町府中	不破郡垂井町伊吹	不破郡垂井町岩手	不破郡垂井町大石	不破郡垂井町梅谷	不破郡垂井町府中
岐阜市薮田南二丁目一番一号	二八二番地の一	五四九番地の四	一七二八番地	五一〇番地	二五二九番地	二四一番地	一九三番地	二三〇六番地	一三三番地	〇五六番地の七	□□○番地の三	八一四番地の一	五二一番地の一	五七九番地の一	所		五九八番地の六	二四五七番地	一六五九番地	一五八三番地	一七二八番地	五一〇番地	二五二九番地	一一六六番地	三一九番地の二	二三〇六番地
編集・岐阜市																									同	同
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文																									中島。貞夫、不破郡垂井町	林 弘明 不破郡垂井町岩手
芸 社																									一五九八番地の六	4 二四五七番地